

〔記載例〕

項目名	① 健康保険被保険者証の番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	④ 改定年月	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 備考
	⑤ 従前の標準報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	備考		
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	備考	

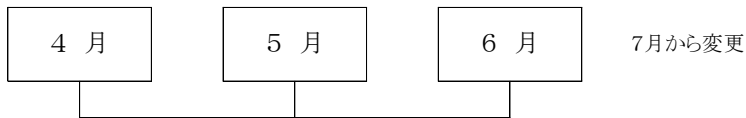
① 123	② 山口 太郎	③ 5-420401	④ 3 年 7 月	⑦ 昇(降)給 <input checked="" type="radio"/> 昇給	⑧ 遡及支払額	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 1.70歳以上被用者月額変更 2.二以上勤務 3.短時間労働者(特定適用事業所等) 4.昇給・降給の理由(<u>定期昇給</u>) 5.健康保険のみ月額変更(70歳到達時の契約変更等) 6.その他()	
⑤ 健 300 千円	⑥ 2 年 9 月	⑦ 昇(降)給 <input checked="" type="radio"/> 昇給	⑧ 遡及支払額	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	決定後の標準報酬月額 360 千円			
⑨ 支給月 4 月	⑩ 日数 30 日	⑪ 通貨 360,000 円	⑫ 現物 0 円	⑬ 合計(⑪+⑫) 360,000 円	⑭ 総計 1,080,000 円	⑮ 平均額 360,000 円	⑯ 修正平均額	決定後の標準報酬月額 360 千円		
5 月	31 日	360,000 円	0 円	360,000 円	1,080,000 円	360,000 円				
6 月	30 日	360,000 円	0 円	360,000 円	1,080,000 円	360,000 円				

(届書の説明)

この届書は、次の1および2のいずれにも該当したときに提出するものです。

- 昇給または降給により固定的賃金(基本給、家族手当、役付手当、勤務地手当、通勤手当など月単位に支給されるもののほか、日給や時間給などの単位をいいます。)に変動があったとき、または賃金体系に変動のあったとき。
- 昇(降)給した月または賃金体系に変動のあった月から引き続き3か月間の各月の支払基礎日数が17日以上あり、3か月間に受けた平均報酬月額から得られた標準報酬月額の等級と従前の標準報酬月額の等級に2等級以上の差が生じたとき。

例(4月昇給の場合)



(記入の方法)

- ④欄には、この届出により標準報酬月額が改訂される年月を記入します。
- ⑤欄の「健保の従前」と「厚年の従前」欄には、この届書を提出する日現在の標準報酬月額を記入します。
- ⑦欄には、昇(降)給が行われた月を記入します。また、1.昇給・2.降給のうち該当する項目を○印で囲みます。
- ⑧欄には、3か月の間に受けた報酬月額のなかに、遡って昇給したことにより数か月分以上の昇給差額や3か月より前の月の分の遅払分が含まれている場合に、その額を記入します。
- ⑨⑩欄には昇(降)給のあった月から引き続き3か月(上記の場合は、4月、5月、6月となります。)と、各月に支払われた給与の支払の基礎となった日数を記入します。
(注) 月給者の場合は、その月の日数(給与計算締切日までに日数)、日給者の場合は、稼働日数
- ⑪欄には、各月に支払われた報酬のうち、通貨で支払われた額を記入します。
(注) 報酬とは、賃金、給与、俸給、手当(残業手当、通勤手当なども含まれます。)、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働の対償として受けたすべてのもののことです。
ただし、臨時に受けたものおよび年3回以下で支払われる賞与は除かれます。
- ⑫欄には、各月に支払われた報酬のうち、通勤定期乗車券(回数券)、食事、住宅および被服など、現物で支給されたものがあるときに、厚生労働大臣などが定めた価額によって算定した額を記入します。
なお、該当しないときは、0を記入します。
- ⑬欄には、⑪欄+⑫欄の合計額を、それぞれの欄に記入します。
- ⑭欄には、⑬欄(合計額)の3か月の総計を記入します。
- ⑮欄には、⑭欄(総計)の額を3で除して得た平均額を記入します。
- ⑯欄には、次の計算式によって計算した額を記入します。
ただし、⑧欄の「遡及支払額」に記入した金額がないときにはこの欄の記入は必要ありません。
遡及分や遅払分の支払がおこなわれたとき
 $(⑭\text{欄の金額} - ⑧\text{欄の「遡及支払額」}) \div 3 = ⑯\text{欄の金額}$
- ⑰欄は、該当する項目を○印で囲んでください。
また、決定後の標準報酬月額欄には⑮欄の金額(⑯欄の記載されている金額があるときは⑯欄の金額)を「標準報酬区分表」(健康保険法第40条及び厚生年金保険法第20条)に当てはめて得られた標準報酬月額を記入します。